

第 1 章

計画の基本的事項

本章では、天草市環境基本計画の策定の趣旨を示すとともに、計画の目的、位置づけ、期間、対象範囲、推進主体及び構成などの基本となる事項を示します。

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

平成 23（2011）年 4 月に策定した天草市環境基本計画（以下「前計画」という。）は、平成 30（2018）年度末をもって計画期間満了となりました。

一方、東日本大震災による原子力発電施設事故後の国のエネルギー政策の見直しにより、再生可能エネルギーへの転換をはじめとした社会情勢や本市を取り巻く環境の変化等に伴い、地球環境を守るために廃棄物の発生抑制や自然環境の保全などに、より一層取り組むことが求められています。

このため、地球温暖化対策に関する国による検討の状況や社会情勢、市民意識の変化等も踏まえて前計画を見直し、天草市環境基本計画に天草市地球温暖化対策実行計画を編入した天草市環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定するものとします。

これまで両計画は、一定の領域において施策が重複し、関連性の高い計画であるにもかかわらず、進行管理等をそれぞれの計画に基づき、行ってきました。

そこで、本計画では両計画を融合し、わかりやすさを向上させるとともに、環境施策の効果的、効率的な推進を図ることとしました。

2 計画の目的

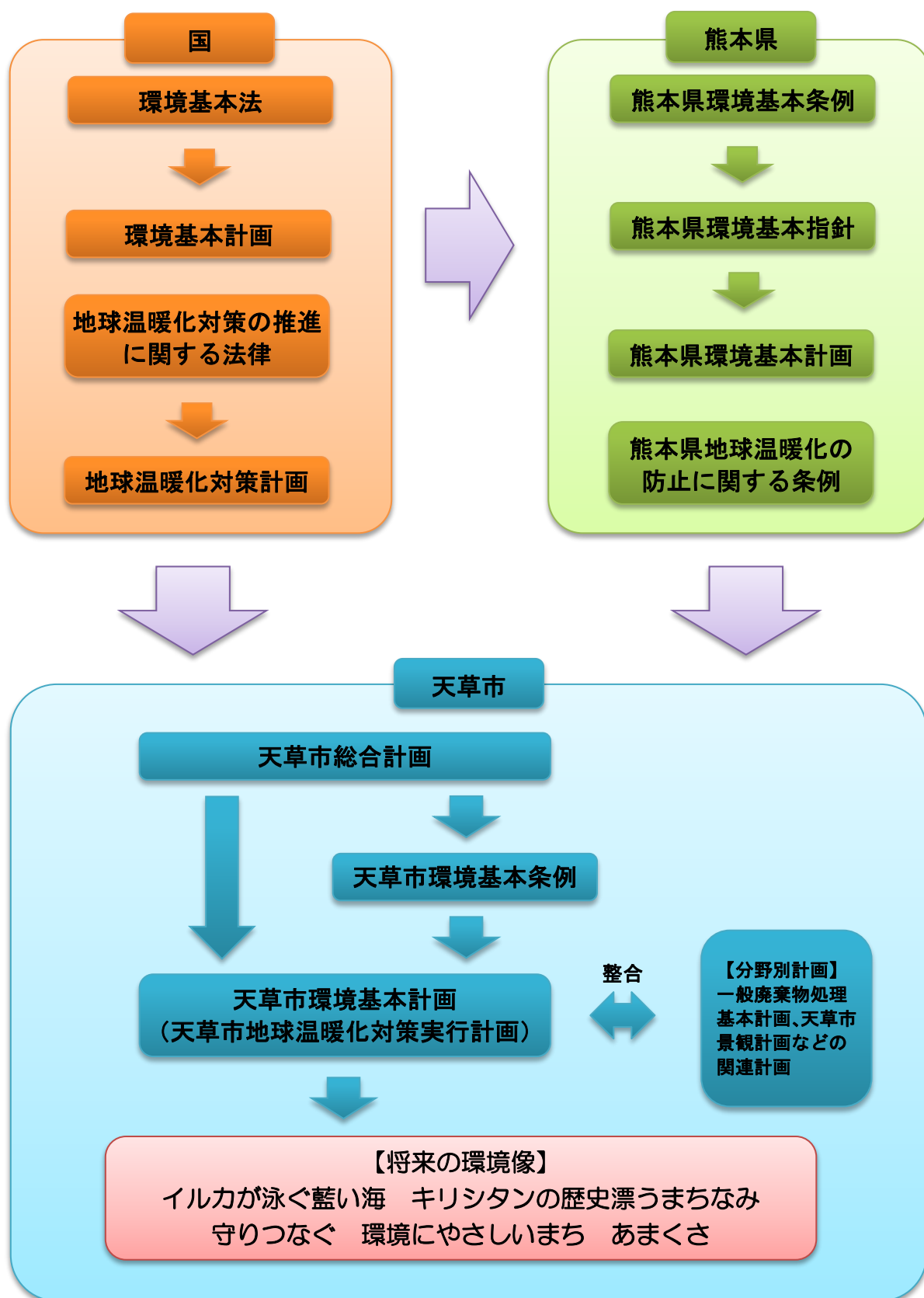
本計画は、天草市環境基本条例（以下「条例」という。）の基本理念に即し、条例第 7 条の規定に基づき策定するものであり、環境の保全、回復及び創造について市民等・事業者・市の責務を明らかにするとともに、それぞれが施策に協力及び実施する責務を有することにより、環境保全の施策等を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とします。

3 計画の位置づけ

本計画の施策については、第 2 次天草市総合計画（平成 27（2015）年度～令和 4（2022）年度）および第 3 次天草市総合計画（令和 5（2023）年度～令和 11（2029）年度）をはじめとする様々な関連計画や条例との整合を図りながら推進していくものとします。

なお、本計画は、条例第 7 条に基づき策定する計画であり、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上での基本的な方向性として、中長期的な目標、施策の方向性、その他必要な事項を定めます。また、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第 4 条の地方公共団体の責務（地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものとする。）を踏まえ、地球温暖化対策実行計画（温対法第 21 条）を含むものとします。本計画の着実な推進を図るために、PDCA サイクルにより、成果や改善点のフィードバックをしながら取り組みを進めていくものとします。

天草市環境基本計画の位置づけ

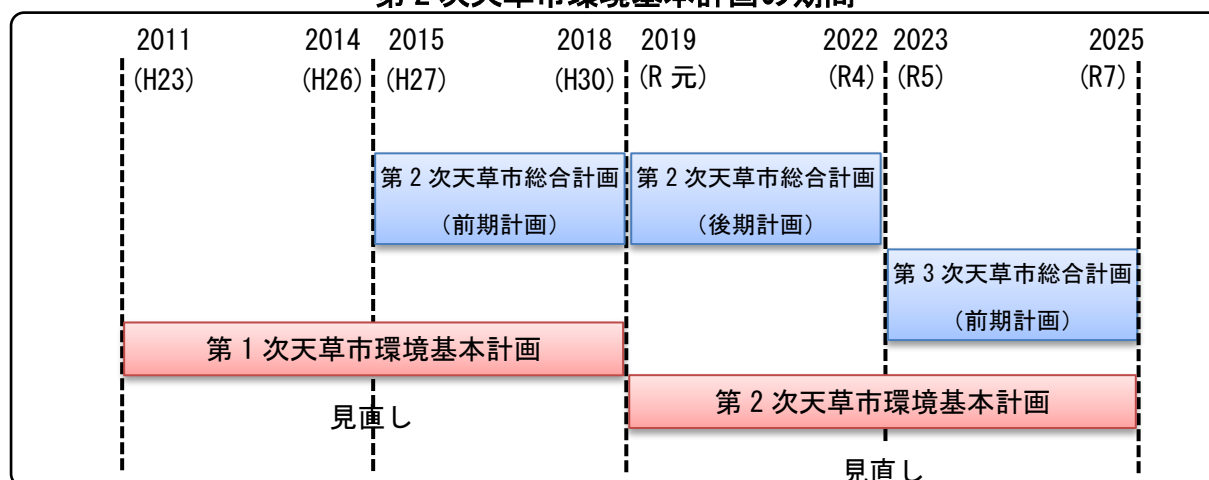


4 計画の期間

上位計画である第2次天草市総合計画の後期計画および第3次天草市総合計画の前期計画との整合を図り、令和元（2019）年度から令和7（2025）年度までの7年間とします（第2次天草市総合計画の後期計画期間は、令和元（2019）年度～令和4（2022）年度の4年、第3次天草市総合計画の前期計画期間は、令和5（2023）年度～令和7（2025）年度の3年）。

本計画を実効性のあるものとするため、令和4（2022）年度を中間目標年度として、第3次天草市総合計画との整合性を図るとともに計画の進捗状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2次天草市環境基本計画の期間



5 計画の対象地域及び対象とする環境項目

本計画の対象地域は市全域とし、対象とする環境の範囲は、次表に示すとおりです。

分野	主な構成要素
自然環境	動植物・生態系、生物の生育・生息環境、海岸、水辺と緑、自然とのふれあい 等
循環型社会	廃棄物処理、リサイクル、エネルギー循環、地産地消 等
生活環境	典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）、化学物質、公園・緑地、清掃・美化、歴史・文化、まちづくり、景観 等
地球環境	資源・エネルギーの利用、地球温暖化、その他の地球環境問題 等
環境保全活動	啓発・環境情報、環境教育・環境学習、環境保全活動 等

また、本計画は、天草市地球温暖化対策実行計画を含んだ計画となっています。本計画において対象とする温室効果ガスは、温対法における温室効果ガスとしますが、主に特定事業所等で使用されているものなど、市民生活に直接関係しない温室効果ガスもあるため、必要な範囲で対策に取り組むこととします。

6 計画の推進主体

本計画の推進主体は、市民等（市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者）、事業者及び市とし、それぞれの責務に応じた役割分担と協働のもと、環境の保全及び創造に向けて自主的かつ積極的に取り組むものとします。

なお、滞在者の行うべき取り組みは、滞在中の環境負荷の低減や環境の保全（省エネルギー、ごみの排出削減、自然環境の保全など）に係るもので、基本的に市民の行う取り組みと共通します。

各主体の責務（天草市環境基本条例より抜粋）

＜市民等の責務＞

市民等は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

＜事業者の責務＞

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

＜市の責務＞

市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。



7 計画の構成

本計画の構成は、次に示すとおりです。

第1章 計画の基本的事項

本章では、天草市環境基本計画の策定の趣旨を示すとともに、計画の目的、位置づけ、期間、対象範囲、推進主体及び構成などの基本となる事項を示します。

第2章 天草市の概要及び環境の現状と課題

本章では、天草市の自然的特性及び社会的特性、国や県の環境を巡る動向、前計画の評価などを示します。

第3章 計画の目標

本章では、市民等・事業者・市の三者が共通の認識を持って環境の保全と創造に取り組むために、将来の環境像を掲げます。また、将来の環境像の実現に向けて、5つの基本目標を示します。

第4章 分野別の施策と取組の方向性

本章では、将来の環境像の実現をめざし、各分野にわたり総合的かつ計画的に取り組んでいくために、基本目標を踏まえて分野別の施策と各主体による取組の方向性及び取組内容を示します。

第5章 天草市地球温暖化対策実行計画

この計画は、天草市全体の温室効果ガスを削減する取組（区域施策編）と天草市役所の事務・事業に由来する温室効果ガスを削減する取組（事務事業編）を取りまとめた計画です。

第6章 計画の推進と進行管理

本章では、本計画を総合的かつ計画的に推進し、実効性のあるものとするために、庁内関係課はもとより市民、事業者や関係機関などと連携協力していく体制や施策の進捗状況を把握するための進行管理のあり方を示します。